

松風グループ 英国現代奴隷法に関する声明

株式会社松風（以下、「当社」といいます）は、2015年英国現代奴隷法第54条に基づき、本声明を公表します。

本声明は、2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における松風グループ（以下、「当社グループ」といいます）の現代奴隷及び人身売買の防止に関する方針並びに取組みを開示するものであります。

1. 事業概要と組織

当社は、歯科材料・機器の製造・販売を行っている歯科器材の総合メーカーです。日本、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニアを中心に事業を展開し、国内外の歯科医療従事者及び歯科医療教育機関に、歯科治療や歯科技工で使用される材料・機器を提供しております。2024年3月31日時点で、国内4社及び海外14社の連結子会社を有し、連結従業員数は1,369名（国内：687名、海外：682名）となっております。

英国においては、ADVANCED HEALTHCARE LTD.が歯科材料の研究開発及び製造販売の事業を行うとともに、ドイツ・子会社のSHOFU DENTAL GmbH及びMERZ DENTAL GmbHを通じて間接的に販売を行っております。

企業及び事業の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.shofu.co.jp/index.php>

2. 奴隷労働・人身売買防止に関する方針

当社グループは、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念を実現するためには、当社グループの企業活動によって影響を受けるすべての人々の人権を尊重することが必要不可欠と考えており、企業の人権尊重の責任を果たすために「松風グループ人権方針」を定めております。

「松風グループ人権方針」において、当社グループのビジネスパートナー、サプライヤー及びその他の関係者に対して方針の理解を求めるとともに、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの企業活動における奴隷労働など人権の負の影響を特定し、防止及び軽減を図ることを掲げております。

また、国内外のグループ従業員が共通の倫理的な価値観をもって行動するための基準として定めている「松風グループ行動規範」においても、人権に関する国際規範を支持し、当社グループの企業活動におけるサプライチェーン上における人々の人権を尊重することを掲げております。

3. 奴隷労働・人身売買防止に関する取組み

- 当社グループでは、国内外のグループ従業員に「松風グループ人権方針」及び「松風グループ行動規範」を展開し、人権尊重に関する規範の遵守を徹底しております。
- 2024年4月、当社役員及び全ての従業員に対して人権尊重の取組みに関する研修を実施いたしました。
- 当社グループ内における内部通報制度を整備しておりますが、2024年5月に社外の関係者が当社事業活動で生じた人権侵害の相談や通報を行うための専用相談窓口を設置するとともに、これに対応する体制を構築しました。
- 社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、人権問題をはじめコンプライアンスを確保するための諸施策の審議・決定を行うことで、当社グループのコンプライアンスの実効性を高めております。

4. 今後の取組み

- 国内外のグループ従業員に対して人権尊重に関する研修を実施いたします。
- 次年度以降は、当社グループの事業活動における人権への負の影響を特定し、防止・軽減する人権デュー・ディリジェンスを中心に人権尊重の取組みを実施してまいります。
- 今後も「松風グループ人権方針」及び「松風グループ行動規範」に則り、当社グループ及びサプライチェーン全体における奴隷労働、人身売買、児童労働、強制労働等の人権問題が発生することのないよう取組みを進めてまいります。

本声明文は、2024年9月5日に当社の取締役会により承認されました。

2024年9月5日

株式会社 松 風
代表取締役社長 社長執行役員

高見 哲夫